

宇都宮市内郵便局との包括連携協定について

1 協定の目的

本市と宇都宮市内郵便局（以下「郵便局」という）が連携することにより、市民の身近な場所で郵便や金融などの日常に不可欠なサービスを提供する市内66か所の郵便局のネットワークを通じて、市民が住み慣れた地域でより一層安心して生活できることを目指すもの

2 協定の内容

(1) 協定事項

- ア 地域の見守り・防犯活動などに関する事
- イ 災害発生時の協力に関する事
- ウ その他市民サービスの向上に資する事

(2) 期間

協定締結日から平成30年3月31日まで（以降、毎年度自動更新）

3 協定に基づく取組

郵便局が配達などの日常業務を行う中で以下の取組に連携・協力

- 地域の見守り・防犯活動などに関する事
 - ・高齢者、障がい者、子ども等の宇都宮市民の異状を発見した際の情報提供
 - ・道路標識の損壊や、道路・橋梁の破損・崩壊等の危険箇所を発見した際の情報提供
 - ・廃棄物不法投棄を発見した際の情報提供
 - ・「防犯パトロール中」と記されたステッカーを貼付した配達用車両による防犯活動（県内初）

など

- 災害発生時の協力に関する事
 - ・地震やその他の災害が発生した際の郵便局が保有する車両の提供
 - ・避難所開設状況等に係る情報の相互提供
 - ・避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び取集・交付

など

4 期待される効果

- ・日常生活における安心感の向上
- ・事件・事故の未然防止
- ・災害への対応力の向上

など

5 見守りなどにおける連携のイメージ

